

お知らせ

まちのデータ

(平成 25 年 5 月 1 日現在)

人口	27,621 人	交通事故発生件数	
男	13,039 人	(4月中、物損、高速含む)	
女	14,582 人	有田川町 51 件	
	10,220 世帯	死者 0 人 負傷 8 人	湯浅警察署調べ



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

張絡出張	23 - 0001
出連出出	22 - 0351
山生郷諦	22 - 0254
城栗五安水	26 - 0001
A	52 - 5356
L	52 - 5730
E	
C	

環境プラス休日有	52 - 5384
セック急患田	52 - 7855
ンク診聖	52 - 4882
タ収療聖	52 - 3055
一場所苑	52 - 5474
子育て支援センター	{ 090-7966-1697
有田川町少年センター	52 - 8744

相談

6月の行政相談

6月20日(木)

五郷地区生活改善センター

9時～11時30分

清水会館和室 13時～15時30分

6月27日(木)

金屋文化保健センター

13時～16時

問い合わせ／吉備庁舎総務課・清水行政局総務政策室

民生委員・児童委員

民生委員は、地域住民の立場にたつて地域の福祉を担うボランティアで、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です。(再任が可)

民生委員・児童委員の活動は、地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。何かお困りの方は、お気軽にご相談してください。

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

福祉

介護保険サービスを利用する低所得の方の負担を軽減する制度

【介護保険負担限度額】

介護保険の施設サービス(入所)や短期入所サービスを利用された場合、低所得の方は、申請により居住費や食費について表の負担限度額までの自己負担となります。

区分	居住費(滞在費)の限度額			食費の限度額	
	ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室		
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※()内は、特別養護老人ホームに入所又は短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額になります。

負担の軽減を受けるためには、役場介護保険班に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。この認定証の有効期限は、原則申請月の初日(1日)から、6月末までになります。

現在、この認定証をお持ちの方は、6月末で期限がきれるため、介護保険班より、申請案内を送付しますので、忘れずに申請して下さい。

【社会福祉法人等による生活困難者の利用者負担軽減】

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費、居住費(滞在費)の利用者負担の軽減を実施します。

この軽減を受けるためには、役場介護保険班に申請し(軽減の対象となる所得等の条件があります)、社会福祉法人等に提示するための「確認証」の交付を受ける必要があります。

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課 介護保険班